

目次

はじめに

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

- ① 計画策定の趣旨と背景 4
- ② 第3次地域福祉活動計画の策定 4
- ③ 計画の期間 5
- ④ 計画の位置づけ 6

第2章 地域福祉活動の現状と課題

- ① 地域福祉活動の現状 7
- ② 今回抽出した課題及びニーズ 10

第3章 第3次地域福祉活動計画の基本的な考え方

- ① 計画の基本理念と基本目標 13
- ② 計画の体系 15

第4章 活動の柱と取り組み

活動の目標1 ひとづくり

- 1-① 見つける 16
- 1-② 育てる 17
- 1-③ 活かす 18

活動の目標2 つながりづくり

- 2-① 出会う 19
- 2-② ふれあう 20
- 2-③ 響きあう 21

活動の目標3 まちづくり

- 3-① 広める 22
- 3-② 支える 23
- 3-③ 高める 24

第5章 計画の推進体制

- ① 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ② 計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

資料編

- ① 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ② 課題及びニーズの引用調査、協力団体・・・・・・・・ 30
- ③ 策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- ④ 策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

この計画で用いている「用語」について

福井市社会福祉協議会（「市社協」と略して表記）

1951年(昭和26年)に設立され、1965年(昭和40年)に法人化（社会福祉法人）し、現在に至っています。社会福祉法第109条で地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられています。法律に基づく社会福祉協議会は、都道府県を単位にするものと、市区町村を単位とするものがあります。

ブロック地区社会福祉協議会（「ブロック地区社協」と略して表記）

福井市内の49地区社協を8ブロックにまとめて編成し、ブロック内の地区社協がまとまって地域の福祉に関する情報交換や合同研修を行っています。

地区社会福祉協議会（「地区社協」と略して表記）

市内の小学校区（公民館）単位の全49地区に設立されている。住民主体の理念のもと、民生児童委員、自治会、福祉委員、各種団体の関係者によって自主的に運営されています。

団体

悩みや課題を抱える本人や家族が中心となって構成する「当事者団体」、社会福祉施設や福祉サービスを提供する「社会福祉法人」、「ボランティア団体」などを含みます。